


甲第3号証

平成28年10月21日

陳述書

学校法人 大阪経済大学
情報社会学部 教授草薙信照 

私は現在、大阪経済大学・情報社会学部の教授です。昭和33年2月1日に生まれ、昭和58年3月に大阪大学大学院工学研究科博士前期課程を修了後、株式会社東洋情報システム、財団法人関西空港調査会、大阪国際大学を経て、平成9年4月に39歳で本学に専任講師として着任しました。コンピュータ科学を専門として、情報処理概論やCプログラミング、システム設計論や空間情報処理論などを担当し、平成10年12月には助教授に、平成18年6月には教授になり、現在に至っております。

本学着任後は研究・教育に力を注ぐとともに、学部長補佐を2年、副学部長を2年、入試委員長を6年、副学長を3年（平成22年11月～平成25年10月、うち6ヶ月間は入試委員長と兼任）つとめるなど、主に教学面において大学運営にも貢献してきました。

1. 懲戒処分に至る経緯

事の発端は平成24年秋、経営学部の特任教員任用手続きを進める過程で発生しました。定年間近であった吉井康雄教授（以下、吉井氏）が、自身の特任教員任用手続きを始めるよう学部執行部に求めましたが、受け入れられなかったのです。吉井氏はこれに反発し、特任教授の地位確認を求めて、平成25年6月に経営学部学部長の井形氏（当時）、カリキュラム委員長の池島氏（同）、そして大阪経済大学の3者を提訴しました（以下、吉井裁判）。

吉井裁判の地裁判決（平成26年9月）では「被告井形の行為は不法行為に当たる」と指摘され、高裁判決（平成27年4月）では「被控訴人井形及び被控訴人池島の行為は、控訴人に対する、故意による違法な加害行為である」と指摘されるなど、井形・池島両氏の不法行為が確定しています。

ここで話は、吉井氏が自身の特任教員任用手続きを求めていた平成24年秋まで遡ります（当時、私は副学長職に就いていました）。ある日の夕方、私がトイレに行って研究室に戻る途中のこと、吉井氏から「ちょっと雑談」と呼び止められました。吉井氏に誘われるまま、私は彼の研究室に入って雑談に応じたのですが、そのときの会話がすべて録音されているとは夢にも思いませんでした。

吉井裁判の地裁判決が出た後に両者が控訴して高裁で争っていた平成27年1月、理事会メンバーが、吉井氏が高裁に提出した証拠資料の中に私との会話（先の録音）があることを見つけ、それを根拠にして調査委員会を立ち上げ、その後に懲戒等検討委員会を立ち上げて、

同年8月に私に対する懲戒処分を決定したのです。この間の主な経緯を時系列で整理すると、以下のようになります。

※本学における「理事会」とは、本学寄附行為第6条に定める理事をもって構成される組織であり、「法人理事会」と呼称されることもあります。それに対して「学内理事会」とは、法人の業務決定の権限の一部を委任される理事会内の組織であり、理事長、学長、専務理事、常務理事及び法人教職員理事をもって構成されます。実際の運用としては、学内理事会が決めた方針を理事会が追認する形になることが多く、近年は、理事長執行部による学内理事会の強権的な運用が強まっています。

平成24年10月	10/19 教授会終了後、草薙は吉井氏に誘われて吉井氏の研究室で雑談
平成25年 6月	6/7 吉井氏が特任教授の地位確認を求めて大阪地裁に提訴
平成26年 9月	9/30 吉井裁判の地裁判決；被告池島は過失無し、被告井形には過失を認め、原告吉井氏に対して慰謝料30万円の支払を命ずる
10月	10/10 吉井氏が地裁判決を不服として大阪高裁に控訴、12/15付「控訴理由書」の中で草薙との雑談内容（上述、以下では草薙発言）を引用
11月	11/28 情報社会学部教授会において、次期学部長候補として草薙を選出（注：次期学部長候補は、同時に次期の評議員・理事候補でもある）
平成27年 1月	1/13 学内理事会において、吉井氏の控訴理由書の中に草薙発言があることを取り上げて調査委員会を立ち上げる（メンバー＝崎田理事、橋本理事） 1/23 調査委員会による草薙へのヒアリングは、控訴審の中で大学が反論するための事実確認を行いたいとの趣旨であったことから、快く引き受けた
2月	2/10 学内理事会において調査委員会報告を受けた後、懲戒等検討委員会を立ち上げる（メンバー＝北村理事、田村理事、崎田理事） 2/12 情報社会学部教授会において、理事会の調査が行われている状況を踏まえても、草薙を次期学部長候補とすることを確認する 2/24 吉井裁判で係争中の事案に関することとして「本学は、適正、妥当な判断と手続きにより関係業務を行い・・・」旨の記載を含む文書を、高裁判決前であるにもかかわらず法人名で公表
3月	3/3 学内理事会において、理事長の判断に理事長執行部が賛成したこととして「学部から選出された草薙を、理事会として学部長・評議員・理事として選任しない」ことが提案される 3/4 懲戒等検討委員会による草薙へのヒアリングでは、吉井氏との個人的関係、Webサイト立ち上げへの関与、パワハラ発言の真意などが主たる質問であった 3/11 情報社会学部教授会において、草薙を次期学部長候補とすることを再度確認する 3/17 理事会・評議員会において、草薙を学部長・評議員・理事として選任しないことを決定 3/18 草薙から学長に対して「次期学部長候補を辞退する」旨を伝える
4月	4/7 学内理事会において、懲戒等検討委員会からの報告が行われる 4/10 情報社会学部教授会において、藤本寿郎氏を次期学部長候補として選出する（4/21理事会において正式に承認される） 4/21 理事会において、懲戒等検討委員会から「草薙を30日間の出勤停止とする」旨の懲戒処分案が出されるも、継続審議となる 4/23 吉井裁判の高裁判決；被告池島・井形両名の過失を認め、原告吉井氏に対して慰謝料80万円の支払を命ずる

7月	7/21 理事会において、懲戒等検討委員会から「草薙を30日間の出勤停止とする」旨の懲戒処分案が出されるも否決、ところが、その後の処置について、学内理事会に一任となる
8月	8/4 学内理事会において、懲戒等検討委員会から「草薙を減給処分とする」旨の懲戒処分案が出され、反対意見が出るも投票を行わずに決定 8/7 同日付の「処分通知書」と「懲戒処分書」が草薙に手渡される 8/13 草薙が懲戒処分無効の確認を求めて大阪地裁に提訴（現在に至る）

このように、私に対する懲戒処分は、本学の手続の上でも理事会で一度否決されているのに、学内理事会に不自然に一任され、最後は学内理事会でも反対意見があるのに投票すらされずに決まっているのです。懲戒処分決定の手続自体に欠陥があると言わねばなりません。

また、私に対して懲戒処分を行う動きと、私が学部の選出にもかかわらず学部長・評議員・理事に就任することを理事会で拒絶され続けた経過が、機を一にしていることも指摘せざるを得ないのです。

もう一つ、見逃せない点があります。吉井裁判における被告である井形・池島については、2015年4月の高裁判決で両名の不法行為が確定したのですが、理事会は両名に対して懲戒処分の検討すら行おうとしませんでした。その論拠は、高裁判決前の2月に「本学は違法行為をしていない」旨を宣言したのだから、その判断を変えるべきではない、ということのようです。高裁判決後、教職員組合があらためて理事会の見解を問い正したのですが、2月の見解が訂正されることはありませんでした。

2. 私と吉井康雄氏との関わりについて

吉井康雄氏（以下、吉井氏）は、私と同じ平成9年4月に経営学部の教授として着任した人物です。つまり私にとって吉井氏は同期の年長者であり、大学における研究室も同じ建物の同じフロアにあって顔を合わせる機会が多く、挨拶や日常会話を交わす関係にありました。吉井氏は日頃から「経営学部内でパワハラにあっていて」ということを公言したり、自身の研究室ドアにメッセージを掲げるなどしていましたから、私を含む周囲の者は「吉井氏＝パワハラ被害」という構図を意識していたと思います。

平成24年秋、当時副学長であった私は、吉井氏が定年を迎えるに際して特任教授申請を行おうとしていること、その手続きが経営学部内でうまく進んでいないことを耳にしていました。そして、同年10月16日には井形学部長（当時）と、10月23日には吉井氏本人と、学長に同席する形で1回ずつ面談しましたが、両者に対して、定められた手続きに沿って粛々と進めるしかない、と伝えたことをはっきりと覚えています。

そんな中、吉井氏から彼の研究室前の廊下で「ちょっと雑談」と呼び止められて、私は彼の研究室内でしばらくの間雑談に応じました。吉井氏は私にとって同期ではありますがあくまでも年長の教授であり、雑談においても彼に同調しながら話を伺うという姿勢で臨んでいました。その中で、経営学部執行部の吉井氏に対するやりかたに対して「パワハラで訴える

か」という個人的な心情を述べたのは確かですが、私的な雑談においてはむしろ自然な流れであったと思っています。

3. 懲戒処分理由と雑談内容との対比

平成27年8月7日に手渡された懲戒処分書には、3つの処分理由が示されています。本来であれば、懲戒処分書が手渡される前に、私には弁明の機会が与えられるべきだと思いますが、そのような機会はありませんでした。そこで、懲戒等検討委員会のヒアリングでどのようなやりとりが行われたのかも含めて、私の見解を述べることで、この場において弁明させていただきます。

処分理由① 特任教員の採用（再雇用）に関する発言は、本大学のこれまでの見解を越権的、専断的に歪め吉井氏に誤解を与え訴訟その他に無用な争点を惹起させたこと

- ・ この点は懲戒等検討委員会のヒアリングで聞かれておらず、同委員会が状況証拠などから専断的に処分理由に盛り込んだものと思われるため、強く弁明したかったところです。
- ・ 私は吉井氏との雑談の中で、特任採用に至るまでには①特任推薦委員会での決定、②教授会での決定、③理事会での決定、という3つの関所があることを正確に伝えました。また、里上氏の件を例外と言ったのは、3つの関所のうち③で否決された唯一の例という意味であり、吉井裁判における大学側の主張とまったく同じ見解になっています。理事会での議論において、誰もこの点を取り上げてくれなかったことが残念でなりません。
- ・ 被告側の主張の中に、吉井氏の件で、副学長として公の場で異議を申し立てなかったことの非を指摘し、責任を問うものがあります（被告「準備書面(1)」の5頁）。しかしながら、当時の大学運営においては、副学長どころか学長ですら、自らが所属しない学部教授会における議論に干渉することはできなかつたし、干渉すれば強く抗議されたであろうことは想像に難くありません。

また、前述のように、井形氏にも直接、粛々と手続を進めるように言ったのですから、この点で私に落ち度があるとは思えません。学内規則で明定された手続を怠った井形氏がいまだに何の責任も問われていないこともあわせて考えれば、言いがかりというほかないでしょう。

処分理由② 他学部長等の業務行為を精査することなく「パワハラ」等と断定し、吉井氏を「正論で闘おうとした」などと鼓舞したこと

- ・ 懲戒等検討委員会のヒアリングにおいて、私は、雑談の中でそのように発言したことは間違いないものの、あくまでも同僚・友人として、吉井氏に同調する流れの中で発した言葉であり、副学長（当時）という立場での発言ではないと主張しました。

その上で、当時係争中であった高裁裁判において「吉井氏が取り上げている草薙の発言

は真意ではなく、副学長としての発言でもなかった」ということを証人尋問の中で発言してもよいと伝えたのですが、ついにそのような機会は与えられませんでした。

- ・ 吉井裁判の高裁判決を読めば「パワハラ」という言葉こそ使われていないものの、パワハラと言わざるを得ない「不法行為」があったことが指摘されています。つまり、雑談における私の発言は決して的外れなものではなかったと思いました。

処分理由③ 秘密の録音による証拠化を奨励したり、吉井氏に対し、「大学も嬉しくない」と知りながら、訴訟他紛争を慫慂させたこと

- ・ 懲戒等検討委員会のヒアリングにおいて、私は、処分理由②と同様に、雑談の中でそのように発言したことは間違いないものの、あくまでも同僚・友人として話す流れの中で発した言葉であり、副学長（当時）という立場での発言ではないと主張しました。
- ・ 会話の録音による証拠化は一般的な手法＝市民の権利を紹介したに過ぎず、紛争を慫慂する意図などまったくありませんでした。これらが処分理由にあげられていることを知っていれば、強く弁明したかったところです。

そもそも、私が録音という方法を紹介する発言自体を吉井氏が録音していたのですから、この点からも、吉井氏による録音が全く想定外のものであり、一方、吉井氏は、一見弱気な発言とは裏腹に、自らの権利実現のために着々と証拠集めをしていたわけです。ところが、吉井氏は、第一審の段階では私との会話について何の言及もしておらず、吉井氏にとっても私の発言は、裁判を行う重要な根拠ではなかったことがお分かりいただけると思います。

- ・ このような私の発言をもって、理事会において「教唆」や「共犯」とまで糾弾されたことは全く信じられません。また、それを弁護しようとする者の発言を捉えて「背任」と指摘するに至っては言語道断です。
- ・ 当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題事を公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事はどのような手段を用いてでも揉み消そうとする、というものです。吉井氏は裁判に訴える以外の方法で、自身の問題を公にして争うことはできなかったと思います。

(補足) 被告「準備書面(3)」より

第1 本件懲戒事由である「学校法人大阪経済大学就業規則」第49条(6)号の「業務上の重要な秘密を漏洩し」た行為について

- ・ 被告の「準備書面(3)」では、過去の特任教員任用における審議経過が重大な秘匿事項であり、私がそれを吉井氏に伝えたことが「業務上の重要な秘密を漏洩」した行為に該当するから、懲戒事由に当たると主張しています。

上の処分理由①と同様に、この点は懲戒等検討委員会のヒアリングで何も聞かれていません。そして、懲戒処分書にも明記されておらず、本件裁判を進める中で後出し的に懲戒

事由に盛り込んだものと思われます。

- ・ 被告が取り上げている「過去の事例」については、私を含む多くの者が耳にしていたことであり、それを吉井氏に伝えたものです。つまり、私よりも先に「審議経過を知っていた誰か」が情報を漏洩したのであり、私を含む多くの教職員はそのような情報が「業務上の重要な秘密」に当たるという認識を持っていなかったと思います。

4. 懲戒等検討委員会の進め方と北村理事の言動に関する数々の疑問点

平成27年1月に立ち上げられた調査委員会のメンバーは事務局長（理事）と財務担当理事の2名であり、両名とも公平な第三者であると認識していましたし、1月23日に行われたヒアリングに基づく調査報告でも、私の言い分をほぼ採用していただいたようです。

しかし、同年2月に立ち上げられた懲戒等検討委員会は、そもそも上の調査結果を無視するかのように立ち上げられ、メンバーの中には吉井氏が「パワハラ加害者」と指摘している人物＝北村理事が入ったことから、とても公平な調査・判断をしていただけそうにはないと認識していました。この点は、後になって情報社会学部教授会や教職員組合も指摘してきたのですが、ついに見直されることはありませんでした。

案の定、懲戒等検討委員会による調査の進め方やその報告内容は著しく公平さを欠くもので、以下のように多くの疑問点を指摘することができます。

- ・ 懲戒等検討委員会によるヒアリングが予定されたのは平成27年3月4日ですが、その前日となる3月3日に開催された学内理事会において、吉井氏の録音などを根拠として、草薙を次期学部長候補から排除するという「実質的な降格処分」を理事長に発言させ、北村理事はこれを支持しました。
- ・ 3月4日に行われたヒアリングでは、主に①吉井氏との個人的関係、②吉井氏によるHP立ち上げへの関与、③パワハラ発言の真意について聞かれましたが、そこで聞かれなかった内容が同委員会から理事会に報告され、懲戒処分理由にも盛り込まれたことは先に述べたとおりです。
- ・ 懲戒等検討委員会から私への聞き取りがあったのは平成27年3月4日の1回だけで、それ以降、懲戒処分が下されるまでの間において、さらなる聞き取りも、懲戒理由に対する弁明の機会もありませんでした。
- ・ 北村理事は理事会において、草薙が吉井氏に対して言った「裁判に訴えるか」という趣旨の発言を「教唆」や「共犯」と呼び、草薙を擁護する意見を述べる者に対しては「背任」と言い放つなど、法学者（北村氏は民法がご専門です）の立場を利用して、私がまるで刑法犯であるかのように言い募りました。
- ・ 法律の専門家である佐伯照道理事（弁護士、元大阪弁護士会会長、元近畿弁護士会連合会理事長）の「この件が裁判になれば負ける」という発言にさえ聞く耳を持たず、一意見として退け、自身の主張のみを押し通してきました。
- ・ 北村理事は、自身が吉井氏から「パワハラ加害者」と指摘されていることを無視し

つつ、懲戒等検討委員会において警察のように捜査を担い、理事会においては検事のように追及するとともに裁判官のように判決を下す、という3つの役割において主導的な役割を果たしてきました。

以上のことから、私としては学内において公正な裁きがなされると期待できるはずもなく、やむを得ず裁判に訴えた次第です。

ではなぜ、北村理事がここまで執拗に私を責めるのかと考えたとき、思い当たることとして以下の点をあげることができます。

- ・ 平成22年および平成25年の学長選挙において、北村理事は徳永学長に連続して大差で敗れたことから、現在に至るまで、徳永学長に対して異常ともいえるような敵対心をもってきました。そのため、平成22年～25年の間に徳永学長を支えてきた副学長・草薙、学長補佐・山田文明先生をも敵視してきたという背景があります。

特に、副学長は理事でもあるので理事会で対立することが多く、平成25年には草薙が副学長に再任されることを阻み、理事会における徳永学長の孤立化を実現させました。

- ・ 平成26年11月に情報社会学部教授会において、草薙が次期学部長候補（次期学部長候補は、同時に評議員・理事候補でもある）に選出されたことから、順当にいけば、草薙は平成27年4月から学部長に就任することになっていました。

しかし、平成27年1月の理事会において北村理事は、懲戒等検討委員会によるヒアリングの前に本件を歪めて取り上げ、利害関係者でありながらその後の調査と議論を主導する形で草薙の学部長就任を阻み、草薙が理事会に復帰することを阻止して、徳永学長の孤立を継続させることに成功して現在に至ります。

- ・ このように北村理事は一貫して徳永学長と対立し、学長を孤立させて力を削ぐ一方で、理事長の陰に隠れて理事会運営における主導権、つまり実質的な最高権力の掌握を画策してきたように見えます。北村理事は自身の野望を妨げる者として、どのような理屈を付けてでも草薙を理事会から排除し続ける気ではないかとすら思ってしまう。

5. 不当な懲戒処分と学内の反応

吉井裁判の地裁判決（平成26年9月）では「被告井形の行為は不法行為に当たる」と指摘され、吉井裁判の高裁判決（平成27年4月）では「被控訴人井形及び被控訴人池島の行為は、控訴人に対する、故意による違法な加害行為である」と指摘されるなど、井形・池島両名の不法行為が確定しています。その一方で、理事会が懲戒処分理由に挙げている「吉井氏に誤解を与え訴訟その他に無用な争点を惹起させた」という私の雑談は、高裁判決の中でいさいい取り上げられていません。つまり、井形・池島の不法行為が吉井裁判の直接の原因であり、大学に損害を与えたことは疑いようもないのに対して、吉井氏との雑談における私の発言が吉井氏に与えた影響があったことを示す根拠は見当たりません。まして、私の発言が本学に悪い影響を及ぼしたことなど、何の根拠もないのです。

それにもかかわらず、吉井裁判で不法行為の判決を受け入れた2名は処分の対象にならず、むしろ被害者であるかのように北村理事は彼らを擁護しています。その一方で、吉井裁判を懲戒したなどの理由により草薙を懲戒処分としたことは、明らかに公正さを欠く判断です。

もちろん、すべての教職員がこのような事態をただ静観していたわけではありません。私が所属する情報社会学部教授会は、本件が理事会で取り上げられた後に2度「草薙を次期学部長候補として推薦する」と決議してくれましたし、平成27年4月には「懲戒処分の対象に当たらない」とする意見書を理事会宛に提出してくれました。また、私も含め多くの教職員が加盟している教職員組合も、同年5月の定例総会において「現在発生している懲戒問題は、不当懲戒であることは明白」として、その後の団交でも本件を追及する姿勢を見せてくれました。

しかしながら、教授会の意見書が無視され、教職員組合からの団交要求も拒否されてきた状況を見れば、もはや理事会の議論に正義を見出すことはできず、私は裁判に訴えるほかないという結論に達して行動に移しました。情報社会学部教授会も教職員組合も、私の裁判を支持してくれているのはありがたいことです。

裁判を起こしてからは当方の指摘により、被告は2度にわたり懲戒処分内容の誤りを認めて修正を余儀なくされるなど、自らの判断の稚拙さと法律知識の不十分さを露呈することになりました。

6. 私の主張と請求

私が裁判に訴えた目的は、私的な雑談を針小棒大に取り上げて懲戒処分にまで持ち込んだ理事長執行部の判断は適切ではなかった、それを止めることができなかった理事会は正常に機能していなかった、という私の主張を公正な目で判断していただくことにあります。そして私の主張が認められたら、請求したいのは次の2点です。

第一は、そもそも私的な雑談を懲戒事由の根拠として取り上げたことが無効、つまり本件懲戒事由は無かったと認めていただくことです。

第二は、私自身の名誉回復です。それは単に懲戒事由が無かったのだから懲戒処分を取り消す、というだけのものではありません。懲戒検討が始まってからこれまでの間、理事会の私に対する評価は、大学に不利益をもたらした者あるいは学部長として不適任な者ということになっており、その評価は学内の教職員だけでなく学外者にまで広まってしまいました。これを全力で回復していただくことこそ、私が最も望むことです。

以上